

めぐりの国

キーワード⑨ 目黒哲也版 南魚沼市新型コロナウイルス感染症に伴う助成金・給付金等のまとめ

助成金・給付金等の情報は日々更新されます。各問合せ先に詳細をご確認くださいませようお願いします。
 南魚沼市相談窓口：各種窓口が分からない等や困りごと・心配事相談窓口。自分自身・家族の健康に関すること TEL.025-773-6811（保健課）。自分自身・家族の生活に関すること TEL.025-773-6667（福祉課）。市内事業者支援に関すること TEL.025-773-6665（商工観光課）

個人が申請	生活支援	休業で家計が維持できない	貸付 (無利子)	緊急小口資金 (休業された方向け) 総合支援資金 (失業された方向け)	貸付上限 10万円 (特例20万円)。償還期限 2年以内 (措置 1年以内)	南魚沼市社会福祉協議会 南魚沼市生活支援係 (TEL.025-773-6919)
		離職等で住居を失った、失うかも	給付	住宅確保給付金	単身世帯月 32,000円・2人世帯以上 38,000円・3人から5人世帯 42,000円・6人世帯 45,000円・7人以上世帯 50,000円。原則3か月。延長、再延長あり	南魚沼市福祉課 厚生福祉係 (TEL.025-773-6667)
		離職した方、就職が困難になった方	雇用	会計年度任用職員緊急雇用	新型コロナウイルス感染症拡大により解雇された方、就職が困難となった方の一時的な就業を支援し、正規就職への定着を促す。市の会計年度任用職員 (パートタイム) の採用を拡大。30名程度	南魚沼市総務課 (TEL.025-773-6660)
	ひとり親世帯や障がいのあるお子さんのいる世帯	給付金	児童扶養手当及び特別児童扶養手当の上乗せ助成	①児童扶養手当受給者 第1子 40,000円・第2子加算 20,000円・第3子以降加算 10,000円 ②特別児童扶養手当受給者世帯 1世帯 40,000円。支給時期 6月中旬予定	南魚沼市子育て支援課 (TEL.025-773-6822)	
	ひとり親世帯		児童扶養手当臨時給付金	児童扶養手当の受給世帯：臨時給付金 5万円支給、第2子以降 3万円加算 収入が大きく減少した場合：一帯別に別途 5万円支給	南魚沼市子育て支援課 (TEL.025-773-6822)	
	給食費の助成	補助金	児童就学援助世帯への支援	4月から5月の休校期間等の給食費助成相当額を助成	南魚沼市子育て支援課 (TEL.025-773-6822)	
	住宅をリフォームする方		みんな住マイル改修補助金	市内の施工業者によって50万円以上の住宅のリフォーム工事を行う者に対し、補助金を交付。一般世帯 100,000円・子育て世帯 150,000円 (子育て世帯とは、補助金交付決定時に中学生以下の子どもか妊婦のいる世帯)	南魚沼市都市計画課 施設係 (TEL.025-773-6662)	
	水道料金を減額	免除	水道料金基本料の減額	6月から8月利用分の3か月の水道料金基本料の半額を減額	南魚沼市水道課 (TEL.025-774-3141)	
	国民健康保険料の免除		国民健康保険料の免除	主たる生計維持者の収入が、前年度比 30%以上減少した世帯に対して国民健康保険料を免除	南魚沼市民課 (TEL.025-773-6661)	
	納税の猶予の特例	猶予	法人税・消費税・固定資産税等	2020年2月から納期限までの一定の期間 (1か月以上) において、収入が前年同期比 20%以上減少した場合に1年間納税を猶予。担保不要、延滞金免除	南魚沼市税務課 (TEL.025-773-6668)	
	奨学金返済猶予		南魚沼市奨学金の返済猶予	南魚沼市奨学金貸与基金条例に基づく奨学金の貸与を受け、返還している方は、申し出により、一定期間の返済を猶予。	南魚沼市学校教育課 (TEL.025-773-6700)	
	令和2年4月27日において住民基本台帳に登録されている方	給付金	特別定額給付金 (仮称)	1人に付き 10万円。受給権者は世帯主	総務省コールセンター (TEL.03-5638-5855) 平日9時～18時半	
	令和2年4月24日から5月6日までの全ての期間において休業等協力する事業者		緊急事態措置及び協力金	一事業者あたり 10万円	新潟県緊急事態措置・協力金相談センター (TEL.025-280-5222) 平日・休日9時～19時	
	令和2年5月7日から5月14日までの全ての期間において休業等協力する事業者		緊急事態措置及び協力金	一事業者あたり 10万円	新潟県緊急事態措置・協力金相談センター (TEL.025-280-5222) 平日・休日9時～19時	
前年同月比 50%以上減少した事業者	給付金	持続化給付金	上限 中小企業・小規模事業 200万円、個人事業 100万円。申請開始日：5月1日から 申請方法：「持続化給付金」ホームページへアクセス。スマホからも可能	経済産業省相談窓口 (TEL.0570-783183) 平日・休日9時～17時		
令和2年2月～6月前年同月比 20%～50%未満減少した事業者		南魚沼市事業継続給付金	上限 30万円。申請期間：5月7日～7月31日	南魚沼市商工観光課 (TEL.025-773-6665)		
前年同月比 20%以上減少した事業者に対する固定費 (家賃、光熱費、電気料等) の補助	助成	南魚沼市内事業者への固定費補助	持続化給付金または南魚沼市事業継続給付金の交付決定者 創業 6か月未満の事業者：10万円、減収率 20%以上 50%未満：10万円、減収率 50%以上：30万円	南魚沼市商工観光課 (TEL.025-773-6665)		
従業員に休業してもらったら (前年同月比 5%以上減少)		雇用調整助成金 (コロナ特例)	助成率：中小 4/5・大企業 2/3。解雇等行わない場合 中小 9/10・大企業 3/4。上限賃金日額：15,000円 ※1人でも雇用者が入れれば申請可能	ハローワーク南魚沼 (TEL.025-772-3157)		
雇用調整助成金を申請したら	給付	南魚沼市雇用維持給付金	国の雇用調整助成金を受けた市内事業者に対し、一律 5万円を支給。申請期間：5月7日～12月28日	南魚沼市商工観光課 (TEL.025-773-6665)		
新卒者を採用したら	助成	南魚沼市企業新規採用に対する補助	本年度回復期以後の新卒者 (卒業後 3年間) の新規採用者 1人につき、30万円を 3年間継続補助。令和 3年度新規も継続	南魚沼市商工観光課 (TEL.025-773-6665)		
テレワークの会場提供	提供	Wi-Fi環境の一般提供	Wi-Fi環境を利用した就職相談、テレビ会議など、一般に開放出来るスペースとして、グローバルITパークの空きスペースを市内企業等に提供。需要度を見た中で更に環境整備を拡充。	南魚沼市商工観光課 (TEL.025-773-6665)		
テナント事業者	給付金	家賃支援給付金	テナント事業者のうち、中小企業・中小企業・小規模事業者・個人事業者等であって、5月から12月において以下のいずれかに該当する者に対して、申請時の直近支払家賃 (月額) に係る給付額 (月額) の 6倍、いずれか1か月の売上高が前年同月比で 50%以上減少。連続する3か月の売上高が前年同期で 30%以上減少。給付率：2/3。給付上限：法人 50万円・個人事業者 25万円として、6か月分給付。複数店舗を所有する場合など家賃の総支払額が高い者を考慮して上限を超える場合の例外措置を設ける。給付上限額：法人 100万円・個人事業者 50万円	中小企業庁 総務課 (TEL.03-3501-1768)		
テレワーク用通信機器の導入・運用、就業規則・労使協定の作成・変更等をした	助成	時間外労働等改善助成金 (テレワークコース) 特例	テレワーク用通信機器の導入・運用、就業規則・労使協定の作成・変更を新規で行った中小企業事業主について、要した費用を助成する制度。助成率 1/2。1企業当たり上限額 100万円	テレワーク相談センター (TEL.0120-91-6479)		
子どもがいる従業員のために		小学校休業等対応助成金 (労働雇用者向け)	小学校等休校で労働者が有給休暇取得の場合、8,330円を上限に賃金相当額を助成	学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター (TEL.0120-60-3999) 平日・休日9時～21時		
子どもがいるフリーランスのために		小学校休業等対応支援金	小学校休校休業したフリーランス 1日当たり、4,100円 (定額) を助成			
感染などで働けない従業員のために		傷病手当金 (健康保険)	感染などで働けない期間標準報酬日額の 2/3 を支給。4日目から支給。最大 1年 6か月	健康保険組合		
固定資産税等の軽減	軽減	固定資産税等の軽減	中小企業・小規模事業者の保有する設備や建物等の 2021年の固定資産税及び都市計画税を売上高減少幅に応じ、ゼロまたは 1/2 とする。なお 2020年の固定資産税及び都市計画税は 1年間納税猶予可能	中小企業庁 事業環境部財務課 (TEL.03-3501-5803)		
法人税の一部還付	還付	法人税の一部還付	資本金 1億円以下の中小企業は、前年度赤字で今年度赤字の場合、前年度に納付した法人税の一部還付	関東信越国税局 (TEL.0120-948-249) 平日8時30分～17時		
NHK受信料免除	免除	NHK受信料に対する特例措置	NHK受信料に関しては、1か月以上の休業がある場合には 1か月単位ごとに受信料が減免されることになっていたが、加えて下記の特例措置を実施。①2か月間の受信料免除：持続化給付金の給付通知書 (コピー) と減免申請書にて 2か月間の免除となる。免除申請書は 5月 18日 (月) より、NHKホームページ (NHK受信料の窓口で検索) よりダウンロードが可能。②6月請求分の支払い猶予措置：6月請求分の放送受信料については支払い猶予措置が実施される。猶予した場合は次回 8月にまとめて請求される。特例の特例措置は設けてないが、営業休止などの場合は、JASRACのサイト (トピックス>>営業や音楽利用休止・廃止に伴うお手続きについて) または FAXにて休止の連絡をすることで管理手数料の支払いが不要となる。	NHK ホームページ (https://pid.nhk.or.jp/jushinryo/)		
JASRAC管理手数料	支払不要	JASRAC管理手数料の支払い不要		JASRAC ホームページ (https://www.jasrac.or.jp/news/20/200414.html)		
融資	資金繰りのために、融資を受けた	国 (無利子・無担保)	感染症対策特別貸付	前年比 5%以上の売上減。融資限度額 6,000万円 (別枠)。※要件を満たせば無利子・無担保	日本政策金融公庫長岡支店 (TEL.0258-36-4360) 平日9時～17時	
		国 (補給)	マル経融資	前年比 5%以上の売上減。融資限度額 別枠 1,000万円。※要件を満たせば無利子・無担保		
		国 (無利子・無担保)	セーフティネット保証	4号：100%保証 (前年比 20%以上売上減)・5号 80%保証 (前年比 5%以上売上減)。4号・5号 融資限度額 別枠 2.8億円。通常 融資限度額 4,800万円。融資期間 設備 15年、運転資金 8年 (据置 3年以内)・金利年 1.91%		
		国 (無利子・無担保)	危機関連保証	前年度比 15%以上の売上減。融資限度額 別枠 2.8億円。※100%信用保証協会が保証		
		国 (無利子・無担保)	生活衛生感染症特別貸付	前年比 5%以上の売上減。融資限度額 別枠 6,000万円。融資期間 設備 20年、運転資金 15年 (据置 5年以内)	日本政策金融公庫 (TEL.0120-154-505) 平日9時～17時	
		国 (無利子・無担保)	衛経	前年比 5%以上の売上減。融資限度額 別枠 1,000万円。融資期間 設備 10年 (据置 4年以内)。運転資金 7年 (据置 3年以内) ※要件を満たせば無利子・無担保		
		国	衛生環境激変対策特別貸付	前年比 10%以上の売上減。融資限度額 別枠 1,000万円 (旅館業 別枠 3,000万円)。融資期間 7年以内 (据置 2年)・金利年 1.91%	商工組合中央金庫 (TEL.0120-542-711) 平日・休日9時～17時	
		国	危機対応融資	前年比 5%以上の売上減。融資限度額 3億円。融資期間 設備 20年以内。運転 15年以内 (据置 5年以内)		
		新潟県 (補給)	セーフティネット資金	融資限度額 5,000万円。融資期間 10年以内 (据置 2年以内)。金利年 1.25%～1.85%。南魚沼市から保証料補給有	新潟県中小企業金融相談窓口 (TEL.025-285-6887)	
		新潟県	感染症対策対応資金。4号・5号・危機関連保証	融資限度額 3,000万円。融資期間 10年以内 (据置 5年以内)。金利年 1.15%～1.75%。3年間無利子		
新潟県	感染症対策特別融資	融資限度額 別枠 5,000万円。融資期間 10年以内 (据置 3年以内)。金利年 1.15%～1.75%	南魚沼市商工観光課 (TEL.025-773-6665)			
南魚沼市 (補給)	小規模事業者向け短期事業資金	融資限度額 500万円・融資期間 1年以内・金利年 1.50%				
南魚沼市 (補給)	感染症緊急経営支援資金。4号・5号	融資限度額 2,000万円・融資期間 10年以内・金利年 1.15% (信用保証付)・保証料補給有				
積極的投資	感染症の影響を乗り越えるために、前向きな投資を行う	生産性革命推進事業	ものづくり・商業・サービス補助：新製品・サービス・生産プロセスの改善に必要な設備投資等を支援。特別枠：補助上限 1,000万円・補助率 中小 2/3、小規模 2/3 持続化補助：経営計画を作成して取り組む販路開拓等の取り組みを支援。特別枠：補助上限 100万円・補助率 2/3 IT導入補助：ITツール導入による業務効率化等を支援。ハードウェア (PC、タブレット端末等) のレンタルも対象。特別枠：補助上限 30万～450万円・補助率 2/3	生産性革命推進事業室 (TEL.03-6459-0866)		
		持続化補助	店内飲食店等が出前注文を受け付ける WEB サイト作成や旅館が自動受付機の導入等を支援。補助上限 100万円・補助率 2/3	中小企業庁 小規模企業振興課 (TEL.03-3501-2036)		
事業継続・地域活性化	経営引継ぎや事業再編をする	経営資源引継ぎ・事業再編支援事業	第三者継承時に負担となる士業専門家の活用にかかる費用 (仲介手数料・デューデリジェンス費用、企業概要書作成費用等) および経営資源の一部を引き継ぐ際の譲渡金の廃棄費用を補助。事業引継ぎ支援センターでマッチング等の支援。中小企業経営力強化支援ファンドの新たな創設し、再生と第三者継承の両面を支援。【買い手】専門家への報酬 (仲介手数料等)：補助上限 200万円・補助率 2/3【売り手】専門家への報酬+既存事業の廃棄費用：補助上限 650万円・補助率 2/3	中小企業庁 事業環境部財務課 (TEL.03-3501-5803)		